

沖縄県内の重要生息地・泡瀬干潟 要望書

- 中城湾港泡瀬地区埋立事業における浚渫工事等の一時中断を求める要請

2005年12月1日

沖縄及び北方対策担当大臣・環境大臣、内閣府沖縄振興局長、内閣府沖縄総合事務局開発建設部長、沖縄県土木建築部長宛

- 泡瀬干潟・仮設橋梁工事着工に対する抗議声明

2004年2月13日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部長、沖縄県土木建築部長、内閣府沖縄振興局長宛

- 第3回IUCN世界自然保護会議における勧告

「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」の履行を求める要請書

2005年3月16日

外務大臣、環境大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官宛

- 第3回世界自然保護会議にて、ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全に関する勧告が採択されました

2004年11月25日（タイ・バンコクにて）

- 泡瀬干潟の埋め立て事業に関するバードライフからの要請文

2003年3月28日

沖縄・北方対策担当大臣宛（同報：環境大臣、国土交通大臣）

2005年12月1日

沖縄及び北方対策担当大臣・環境大臣 小池百合子 様
内閣府沖縄振興局長 藤岡 文七 様
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 佐藤 浩孝 様
沖縄県土木建築部長 末吉 哲 様

(財) 日本自然保護協会
理事長 田畑 貞寿

(財) 日本野鳥の会
会長 柳生 博

(財) 世界自然保護基金ジャパン
事務局長 日野 迪夫
(印章省略)

中城湾港泡瀬地区埋立事業における浚渫工事等の一時中断を求める要請

現在、泡瀬地区では、海上工事が進みつつあり、沖縄総合事務局は、12月から仮設栈橋周辺の浚渫および護岸内の埋立を行うとしています。

しかし、この浚渫と埋立は、泡瀬の干潟および浅海域の中で、生物多様性保全上、最も重要な場所を破壊することになり、改訂版「レッドデータおきなわ」に記載されている絶滅のおそれのある種や被度の高い海草群落が失われることとなります。

このような工事の進め方は、環境影響評価書の沖縄県知事意見および事業者見解で示されている「環境保全措置」を軽んじるものです。そのため、私たちは、下記の理由により、12月予定の工事を一時中断し、早急に環境監視委員会、環境保全・創造委員会を開催し、絶滅のおそれのある種や海草藻場に関する追加調査を行い、その結果を十分に検討し、必要な保全措置を実行することを強く要請します。

記

1. 改訂版「レッドデータおきなわ」に新たに記載された種の追加調査と保全対策が必要

泡瀬干潟の研究者らによると、2005年9月に沖縄県自然保護課が公表した「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」（レッドデータおきなわ）に記載されている海洋生物（甲殻類、貝類、魚類）のなかで、121種が泡瀬干潟および周辺の浅海域に分布するとされています。その内訳は、絶滅危惧ⅠA類7種、同ⅠB類14種、同ⅠI類26

種，準絶滅危惧 60 種，情報不足 13 種，地域個体群 1 種です。

今回の改訂で新たに絶滅のおそれのある種が追加されたことから，これまで貴重種，重要種とされなかった種についても，認識を新たにし，必要な保全対策を取る必要があります．改訂版「レッドデータおきなわ」に記載された種については，2000 年の環境影響評価書の沖縄県知事意見および事業者見解にもとづき，工事を一時中断し，関係する委員会を開催して検討し，必要な保全対策をとるべきです．

・**沖縄県知事意見：**

工事中に貴重な動植物が確認された際は，関係機関に報告するとともに，適切な措置を講じること．

・**事業者見解：**

工事中に天然記念物指定種やレッドデータブック，レッドリスト等の記載種，その他貴重種・重要種に相当する種で，環境影響評価書に記載されている動植物種以外の種の存在が埋立に関する工事の施工区域内若しくはその近傍で確認された場合には，関係機関へ報告するとともに十分調整を図り，その保全に必要な措置を適切に講じます．

2. 海草移植結果の適正な評価が必要

埋立で失われる海草藻場は移植によって代償し，移植実験を行い生息・生育を確認してから，実際に移植することになっています．移植結果は「移植時と比較して海草の生育被度が高くなっており，藻場に多くの生物が出現している」か否かによって評価されます．実験および移植は 1998 年から始められていますが，その成否に関しては，事業者と環境団体では，多くの場合，評価が分かれました．しかし，手植え移植が可能であるとの根拠になった実験区（特に St. I I，1998 年 7 月～）では，現時点で海草藻場が壊滅しています．これは，移植がうまくいかなかったことを示していると考えられます．

一方，2005 年 8 月に事業者の「海藻草類専門部会」が開かれ，そこでの海草移植の評価の主旨は「短期的には生態系が維持されているが長期的にはモニタリングが重要である」とのことでした．しかし，手植え移植が終了したのは 2003 年 1 月であり，この評価は移植後 2 年半が経過した時点での評価であることから，移植の成否について判断するには，まだ十分な時間が経過していないと見るのが妥当と考えられます．

海草移植の評価に関しては，少なくとも 5 年以上の継続調査が必要です．海草移植の成否を将来に先送りしたまま工事を急いで，浚渫・埋立に着工するべきではなく，工事を一時中断し，適正な検討と評価を行うべきです．

・**県知事意見：**

海草の移植については、移植先で海草の生息・生育が可能であることを確認した上で
行うこと。

• **事業者見解：**

平成 10 年 7 月から移植予定地内の 3 か所にて、リュウキュウアマモとボウバアマモの
移植調査を実施しており、平成 11 年度の調査結果から移植先で海草の生息・生育が可
能であることを確認しております。また、他種の主な海草についても今後移植調査を
行い、生息・生育が可能であることを確認した上で移植を行うことと致します。

• **海藻草類専門部会評価：**

短期的に見れば、被度においては一旦減少した後増加するまでにはいたっていないが
自然藻場の変動の範囲内であること、藻場の面積、生物生息状況においては概ね良好
な結果が得られており、移植海草の再生産は図られ、生物生息環境も進展していると
判断されることから、藻場生態系が維持されている。長期的にみれば、大型海草群落
は遷移の途中と見られ、今後もモニタリングを継続していくことが重要である。

以上

この件に関する問い合わせ先

(財) 世界自然保護基金ジャパン	花輪伸一	Tel.03-3769-1713	Fax.03-3769-1717
(財) 日本自然保護協会	開発法子	Tel.03-3553-4104	Fax.03-3553-0139
(財) 日本野鳥の会	高井健慈	Tel.042-593-6872	Fax.042-593-6873

2004年2月13日

泡瀬干潟・仮設橋梁工事着工に対する抗議声明

(財)日本自然保護協会

WWF ジャパン

(財)日本野鳥の会

2月5日、沖縄総合事務局および沖縄県は、中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業における仮設橋梁工事に着工しました。このことは、事業者が設置した環境監視委員会および環境保全・創造委員会の意見を無視し、何の環境保全措置をも行わないまま、なしくずしに工事を進める「工事ありき」の姿勢にはかたまりません。

この事業者の態度は、社会的・国民的合意を不可欠とする公共事業のあるべき姿を踏みにじるもので、決して許されるものではありません。これに対し強く抗議します。

事業者は、環境監視委員会および環境保全創造委員会を早急に開催して、委員たちが納得しうる科学的、合理的な議論の場を十分に確保し、その検討結果を尊重すべきです。泡瀬干潟を守る連絡会をはじめとする地元市民団体の工事に対する抗議行動は、事業者に反省と再検討を求める強い意思表示であり、私たちはこれを支持します。

ただちに工事を中断し、環境保全策を検討、実施することを要請します。

以上

声明の送付先

内閣府沖縄総合事務局開発建設部長

沖縄県土木建築部長

内閣府沖縄振興局長

この件に関する問い合わせ先

開発法子：(財)日本自然保護協会 TEL.03-3265-0524 FAX.03-3265-0527

花輪伸一：WWF ジャパン TEL.03-3769-1713 FAX.03-3769-1717

高井健慈：(財)日本野鳥の会 TEL.042-593-6871 FAX.042-593-6873

沖縄の希少生物を守るために、署名にご協力ください

—IUCN 会議で沖縄の希少生物保全を求める勧告が採択されました。

勧告の履行を求める署名のお願いです—

2004年11月にタイ・バンコクで開催された国際自然保護連合（IUCN）第3回世界自然保護会議において、「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」を日米両国に求める勧告が採択されました。当会をはじめとする8つの環境団体が共同提案を行い、賛成多数で可決されたものです。ヨルダンで2000年に行われた第2回大会に続く2度目の勧告で、保全が進展しないために、強くその履行を求めるものです。

勧告の内容（鳥類部分）は、「ノグチゲラ・ヤンバルクイナ生息域での米軍ヘリパッド建設計画に係る見直しを含む代替案の検討」「早急な保護区の設置」です。ヘリパッド建設計画は、米軍北部訓練場の一部返還に伴い、返還地域にあるヘリパッドを移設するものですが、ヘリパッド・道路整備による直接的影響のみならず、連絡用道路を通じた移入種の侵入が大きく懸念されています。

当会では2002年8月、地元やんばる支部の要請を受け、「“北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設に係る継続環境調査検討書”への意見書」を、事業主体である那覇防衛施設局に提出しました。この後、同局では検討書に基づいた環境影響評価にあたる調査を実施しましたが、結果は公表されていません。

署名は、IUCN 勧告の履行を国会に誓願するものです。当会のほか、(財) WWF ジャパン、(財) 日本自然保護協会が賛同団体、呼びかけ人がジュゴン保護キャンペーンセンター、ジュゴン保護基金委員会です。ますます脅かされる沖縄の生物を救うため、皆様のお力添えをお願いいたします。署名用紙は、下記までご請求いただくか、ジュゴン保護キャンペーンセンターのHPからダウンロードをお願いいたします（詳細は署名用紙にて）。

〈署名用紙請求先（郵送）〉

自然保護室生息地保全グループ 〒191-0041 東京都日野市南平 2-35-2 WING

Tel: 042-593-6871 Fax: 042-593-6873 E-mail: hogo@wbsj

〈署名用紙DL〉

<http://www.sdcc.jp/J/signature/iucnsig.pdf>

2005（平成17）年3月16日

外務大臣 町村 信孝 殿

財団法人 日本自然保護協会 理事長 田畑 貞寿
財団法人 世界自然保護基金ジャパン 事務局長 日野 迪夫
財団法人 日本野鳥の会 会長 柳生 博
ジュゴン保護キャンペーンセンター 共同代表 宮城 康博

第3回IUCN世界自然保護会議における勧告

「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」の履行を求める要請書

2004年11月、タイのバンコクで開催された第3回IUCN世界自然保護会議において、「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」勧告が採択された。

この勧告は、2000年にヨルダンのアンマンで開催された第2回IUCN世界自然保護会議での採択（Rec.2.72）に続き、2回目である。アンマンでの採択後、日本政府は、2002年、ジュゴンの生息海域のサンゴ礁を長さ2,500m、幅730mにわたって埋め立て、飛行場を建設するという基本計画を決定した。また、飛行場建設のためのボーリング調査、弾性波探査などの事前調査を環境影響評価の対象外とした上で、2004年9月から那覇防衛施設局による作業が強行され、作業によるサンゴの損壊も確認されている。

IUCNという世界最大の自然保護機関が、ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナに関する沖縄の自然保護問題がこの4年間にほとんど進展していないと判断し、異例の再勧告を通じて、日米両政府に解決にむけた努力を求めたことの意味は大きく、国際的な責任を果たしていくためにも、外務大臣に対し、下記の事項を要請する。

記

1. IUCNの国家会員として、第3回世界自然保護会議の勧告が国内において誠実に履行されるよう、関係省庁と協議すること。これには、普天間飛行場代替施設建設事業の環境影響評価において、ゼロオプションを含む複数案を検討すること、および同事業に係るボーリング調査、弾性波探査などの事前調査を環境影響評価の対象にすることを含む。
2. 普天間飛行場代替施設建設事業ならびに米軍北部訓練場ヘリパッド建設事業における環境影響評価が、米国政府機関の専門家の参加のもとで実施されるよう、米国政府と協議すること。

以上

問い合わせ先：

(財) 日本自然保護協会

理事 吉田 正人

保護・研究部主任 大野 正人 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5-24 山路三番町ビル

TEL:03-3265-0523 FAX:03-3265-0527

(財) 世界自然保護基金ジャパン

自然保護室 花輪 伸一 〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル

TEL:03-3769-1713 FAX:03-3769-1717

(財) 日本野鳥の会

自然保護室長 古南 幸弘 〒191-0041 東京都日野市南平 2-35-2 WING

TEL:042-593-6871 FAX:042-593-6873

ジュゴン保護キャンペーンセンター

事務局長 蜷川 義章 〒162-0814 東京都新宿区新小川町 9-7-A-302

TEL:03-5228-1377 FAX:03-5228-1377

2005（平成17）年3月16日

環境大臣 小池 百合子 殿

財団法人 日本自然保護協会 理事長 田畑 貞寿
財団法人 世界自然保護基金ジャパン 事務局長 日野 迪夫
財団法人 日本野鳥の会 会長 柳生 博
ジュゴン保護キャンペーンセンター 共同代表 宮城 康博

第3回IUCN世界自然保護会議における勧告

「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」の履行を求める要請書

2004年11月、タイのバンコクで開催された第3回IUCN世界自然保護会議において、「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」勧告が採択された。

この勧告は、2000年にヨルダンのアンマンで開催された第2回IUCN世界自然保護会議での採択（Rec.2.72）に続き、2回目である。アンマンでの採択後、日本政府は、2002年、ジュゴンの生息海域のサンゴ礁を長さ2,500m、幅730mにわたって埋め立て、飛行場を建設するという基本計画を決定した。また、飛行場建設のためのボーリング調査、弾性波探査などの事前調査を環境影響評価の対象外とした上で、2004年9月から那覇防衛施設局による作業が強行され、作業によるサンゴの損壊も確認されている。

IUCNという世界最大の自然保護機関が、ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナに関する沖縄の自然保護問題がこの4年間にほとんど進展していないと判断し、異例の再勧告を通じて、日米両政府に解決にむけた努力を求めたことの意味は大きく、国際的な責任を果たしていくためにも、環境大臣兼沖縄及び北方対策担当大臣に対し、下記の事項を要請する。

記

1. IUCNの政府機関会員として、第3回世界自然保護会議の勧告が国内において誠実に履行されるよう、関係省庁と協議すること。これには、普天間飛行場代替施設建設事業の環境影響評価において、ゼロオプションを含む複数案を検討すること、および同事業に係るボーリング調査、弾性波探査などの事前調査を環境影響評価の対象にすることを含む。
2. ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ3種のための保護区設定と、保護回復計画の策定に早急に取り組むこと。
3. 日本の環境影響評価法や環境アセスメント制度を、計画段階でのゼロオプションを含む複数案の比較検討を可能とするなど、国際的な基準を満たすものにするよう早急に改正すること。

以上

問い合わせ先：

(財) 日本自然保護協会

理事 吉田 正人

保護・研究部主任 大野 正人 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5-24 山路三番町ビル

TEL:03-3265-0523 FAX:03-3265-0527

(財) 世界自然保護基金ジャパン

自然保護室 花輪 伸一 〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル

TEL:03-3769-1713 FAX:03-3769-1717

(財) 日本野鳥の会

自然保護室長 古南 幸弘 〒191-0041 東京都日野市南平 2-35-2 WING

TEL:042-593-6871 FAX:042-593-6873

ジュゴン保護キャンペーンセンター

事務局長 蜷川 義章 〒162-0814 東京都新宿区新小川町 9-7-A-302

TEL:03-5228-1377 FAX:03-5228-1377

2005（平成17）年3月16日

防衛庁長官 大野 功統 殿

防衛施設庁長官 山中 昭栄 殿

財団法人 日本自然保護協会 理事長 田畑 貞寿

財団法人 世界自然保護基金ジャパン 事務局長 日野 迪夫

財団法人 日本野鳥の会 会長 柳生 博

ジュゴン保護キャンペーンセンター 共同代表 宮城 康博

第3回 IUCN世界自然保護会議における勧告

「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」の履行を求める要請書

2004年11月、タイのバンコクで開催された第3回 IUCN世界自然保護会議において、「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」勧告が採択された。

この勧告は、2000年にヨルダンのアンマンで開催された第2回 IUCN世界自然保護会議での採択（Rec.2.72）に続き、2回目である。アンマンでの採択後、日本政府は、2002年、ジュゴンの生息海域のサンゴ礁を長さ2,500m、幅730mにわたって埋め立て、飛行場を建設するという基本計画を決定した。また、飛行場建設のためのボーリング調査、弾性波探査などの事前調査を環境影響評価の対象外とした上で、2004年9月から那覇防衛施設局による作業が強行され、作業によるサンゴの損壊も確認されている。

IUCNという世界最大の自然保護機関が、ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナに関する沖縄の自然保護問題がこの4年間にほとんど進展していないと判断し、異例の再勧告を通じて、日米両政府に解決にむけた努力を求めたことの意味は大きく、国際的な責任を果たしていくためにも、防衛庁長官ならびに防衛施設庁長官に対し、下記の事項を要請する。

記

1. 普天間飛行場代替施設建設事業に関するボーリング調査、弾性波探査などの事前調査を直ちに中止するとともに、これらの調査による影響評価とゼロ・オプションを含む複数の代替案の検討を環境影響評価に含めるよう、現在の方法書の根本的な見直し、あるいは追加方法書の作成を行うこと。
2. 米軍北部訓練場ヘリパッド建設事業に関しては、これを環境影響評価の対象として、ゼロ・オプションを含む複数の代替案を検討すること。

以上

問い合わせ先：

(財) 日本自然保護協会

理事 吉田 正人

保護・研究部主任 大野 正人 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5-24 山路三番町ビル

TEL:03-3265-0523 FAX:03-3265-0527

(財) 世界自然保護基金ジャパン

自然保護室 花輪 伸一 〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル

TEL:03-3769-1713 FAX:03-3769-1717

(財) 日本野鳥の会

自然保護室長 古南 幸弘 〒191-0041 東京都日野市南平 2-35-2 WING

TEL:042-593-6871 FAX:042-593-6873

ジュゴン保護キャンペーンセンター

事務局長 蜷川 義章 〒162-0814 東京都新宿区新小川町 9-7-A-302

TEL:03-5228-1377 FAX:03-5228-1377

世界各国の政府機関、NGO からなる自然保護機関である国際自然保護連合（IUCN）の最高決定機関である「世界自然保護会議」第3回大会において、「沖縄島のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全に関する勧告」が、2004年11月25日、採択されました。

世界自然保護会議は4年に一度開かれるIUCNの総会で、第3回大会は11月17日～25日、タイのバンコクで開催されました。（くわしくは <http://www.iucn.jp/>）

この会議の中で、当会、WWFジャパン、日本自然保護協会、沖縄大学地域研究所、日本雁を保護する会、エルザ自然保護の会、野生動物救護獣医師協会、ジュゴン保護キャンペーンセンターの8つの環境団体が共同でこの勧告の提案を行い、賛成多数で採択されたものです。

沖縄島のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全に関しては、2000年10月にヨルダンで行われた第2回世界自然保護会議においても、当会他の提案で、日米両政府に対する勧告が採択されていました。しかしその大部分が実現されていないことから、今回、再度保全の徹底を求める勧告案を提案したものです。

ノグチゲラ、ヤンバルクイナの世界で唯一の生息地である沖縄島のやんばるは、IBA 基準生息地に登録されています。

詳しい内容は下記の資料をご覧ください。

IUCN 勧告

「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」が採択される

第 3 回 IUCN 世界自然保護会議

(2004 年 11 月 17-25 日, バンコク, タイ)

タイのバンコクで開催されている第 3 回 IUCN 世界自然保護会議において、日本の環境団体（注 1）が提案した「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」勧告が、賛成多数で採択された。今後、この勧告は第 3 回 IUCN 世界自然保護会議で採択された IUCN 勧告となる。

注 1：WWF ジャパン（3）、日本自然保護協会（2）、沖縄大学地域研究所（1）、日本野鳥の会、日本雁を保護する会、エルザ自然保護の会、野生動物救護獣医師協会、ジュゴン保護キャンペーンセンター（20）、（カッコ内は IUCN 会議への参加者数）

1. 勧告の採択

この勧告案に関する採決は、11 月 25 日午前の本会議（8:30-12:00）において、電子投票によって行われた。われわれの勧告案（CGR3.REC032）については、10:15 から 10:30 にかけて行われ、投票総数は、政府が 116、NGO が 231、合計 347 であった。

2. 投票の結果

投票の結果は以下のとおりである。

	賛成	反対	棄権
政府	70	4	42
NGO	185	22	24

3. 勧告の内容

採択された勧告は、以下のとおりである。なお、原文は英語であり、以下は日本の環境 NGO による仮訳である。

環境 NGO 提出の原案と比較すると、事実関係を述べる前文においては、いくつかの字句修正（ジュゴンの分布域の表記、UNEP が出版したレポートからの引用の削除）と二つのパラグラフの追加（日本政府による調査と保全の努力の表明、環境アセスメントの実施）があった。具体的な勧告を記述する主文では、小さな変更があったが（アメリカ政府による協力について、「要請があれば」が加わり「研究者の派遣」は削除された）、勧告の核心である環境アセスメントに、ボーリング調査を含めること、ゼロ・オプションを加えること、保護区を設定し保全計画を作ること、については修正はなかった。

CGR3.REC032

日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全

Conservation of Dugong, Okinawa Woodpecker and Okinawa Rail in Japan

日本のジュゴンは、沖縄島周辺のみで生息し、分布域が狭く、個体数が少なく、他の個体群から孤立していること、ノグチゲラ、ヤンバルクイナは、地球上で沖縄島の山原（やんばる）の森にのみ生息する固有種で個体数が少ないことにより、3種ともに絶滅のおそれのある種（ジュゴンはCR D1（日本哺乳類学会 1997）、ノグチゲラはCR、ヤンバルクイナはEN（環境省 2002））であることに留意し、

ジュゴンの最も重要な生息海域のひとつでは、米軍の軍事飛行場と日本の民間航空の軍民共用空港建設計画が進み、魚網による混獲が発生し、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの生息地では、米軍用の7か所のヘリパッドと軍用道路の建設計画があり、侵入種のマングース、ノネコによる捕食が発生するなど、これらの3種への脅威が高まり、絶滅の危機がさらに進んでいることを憂慮し、

IUCN 第2回世界自然保護会議（2000年10月4-11日 アンマン、ヨルダン）が、沖縄島のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全のために、生息地におけるアメリカ合衆国海兵隊の軍事施設の建設と演習に関する環境アセスメントを完遂すること、それにもとづいて、これらの種の生存のために適切な対策を講じるよう勧告（Rec. 2.72）していることを想起し、

日本政府が、ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全のための調査といくつかの救済策を実行し、生息地における軍民共用空港、ヘリパッド、道路の建設において、自然環境への重大な影響を避けるための最大限の努力を決意したことを歓迎し、

日本政府が、日本の法律にもとづいて環境アセスメント手続きを開始したことを認め、

UNEP/DEWA（2002）によって出版された研究レポート「ジュゴンの現状と国別・地域別の行動計画」における絶滅の警告に注目し、

IUCN 世界自然保護会議は、その第3回会議（2004年11月17-25日、バンコク、タイ）において、

1. 日本政府に対し、以下のことを要請する；

- a) ジュゴン生息海域における軍民供用空港建設計画に関する環境アセスメントでは、ゼロ・オプションを含む複数の代替案を検討すること、また、ボーリング調査、弾性波探査などの事前調査も環境アセスメントの対象にすること。
- b) ノグチゲラ、ヤンバルクイナ生息域における米軍ヘリパッド建設計画に関しては、これを環境アセスメントの対象として、ゼロ・オプションを含む複数の代替案を検討すること。
- c) 早急に、ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保護区を設置して、保全に関する行動計画を作成すること。

2. アメリカ合衆国政府に対し、以下のことを要請する；

- a) 沖縄の希少な野生生物生息地におけるアメリカ合衆国軍の基地建設について、米軍の環境管理に関する基準にもとづいて、日本政府と環境保全、野生生物保護の観点から協議すること。
- b) 要請があれば、日本政府が実施する軍事基地に関する環境アセスメントに協力すること。

4. 本会議における勧告案の関係者のコメント

本会議における勧告の採決に際し、提案団体、日本政府、アメリカ政府の各代表は、以下のような主旨のコメントを述べた。これは提案団体の録音にもとづいて発言主旨を要約したものであるが、日本政府、アメリカ政府の発言に関しては、本人の確認を得ていない。この文書の記載者の責任により、以下に記載する。

(1) 環境省（日本政府機関）

2回のコンタクト・グループで合意に達しなかった。原案では、議論されていない問題点、認識の異なる点があるので、環境省として修正案を提出したい。修正案については、すでに提案者と合意している。（以下、前述の修正について文章を朗読）

(2) 外務省（日本政府）

日本政府は、当該地域において積極的な政策をとっている。基地の機能を考慮しながら、環境に関する影響が最小限にとどまるように留意している。現在、市街地からの基地移設計画に取り掛かっているが、環境への影響を最小にするための努力をする。国内法にもとづいて環境アセスメントを行っている。勧告が成立するしないにかかわらず、努力する。現在のボーリング調査、弾性波調査についても、法律では求められていないが、環境保護のための対策をとっている。政府も提案者も、コンタクト・グループで妥協点を見つけようと努力したことに感謝する。IUCN のファシリテーターの指導力に感謝する。しかし原案に関して、残念ながら合意に達しなかった。そのため、文言に対して同意することがで

きなかったので、IUCN の政府機関のメンバーである日本の外務省として、この勧告案への投票を棄権する。

(3) アメリカ政府（国務省）

アメリカ政府は、沖縄のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全を支持し、他の絶滅危惧種の保全も支持する。われわれは、この勧告案の提出者の種に対する危惧について共感し尊重する。アメリカ政府は、移設に関して、包括的かつ透明性のある環境影響評価を行うことに対して、コミットしていくつもりである。もし、日本政府が要請するならば、環境アセスメントに協力する準備がある。アメリカ政府は、適切な法律と規則の範囲で、日本の環境保全に最大限の努力をする。これらを進めるなかで、関係者すべてとさらなる協議を行っていく。（以下、前述の修正について文章を朗読）

(4) 提案団体（吉川秀樹：ジュゴン保護キャンペーンセンター）

日米両政府は、沖縄のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの生息地に米軍施設を建設しようとしている。日本政府は、日本の環境影響評価法に従ってアセス手続きにはいったが、アセスにはゼロ・オプションは含まれず、関連するボーリング調査もアセスの対象とはなっていない。日本政府は、アセスにゼロ・オプションをいれ、ボーリング調査をアセスの対象とするべきである。米国政府は、基地建設における米国の責任を認識し、アセスに協力すべきである。我々の勧告案への支持をお願いします。

(5) 環境省

日本の法律では、環境アセスメントの結果、事業を行わないという選択があり得る。提案団体の発言は、その点に誤解がある。

(6) 提案団体（ケリー・ディーツ：ジュゴン保護基金委員会）

<このコメントは発言の機会がなかった>

日米両政府は、沖縄の絶滅危惧種の生息地に新しい米軍施設の建設を、世界中からの反対の声にもかかわらず押し進めている。日本環境影響評価学会や日弁連は、同計画の環境アセスにゼロ・オプションがないことや、ボーリング調査などが対象になっていないことに注目し方法書のやり直しを要求している。米国政府は同計画への関連を否定し続けている。しかし、米国政府はこの新基地の運用構想を日本政府に提出している。現在も防衛施設局は隣接した米軍施設キャンプ・シュワブよりボーリング調査船を出している。米国政府へ、米国政府の環境管理基準に基づきアセス手続きに協力する義務を認識させるこの勧告案への支持をお願いします。

5. 勧告採択までの経緯

今回の勧告案は、2004年7月に提出され、IUCNのResolution Working Group（決議担当部門）で審査され受理された。RWGは「同種（ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ）に関する勧告2.72がアンマンで採択されているが、これまでほとんど進展がないので、この勧告を本会議で検討することにした」とコメントしている（IUCNの決議・勧告のテーマは新しいものに限られ、繰り返されることはないが、過去に採択された決議・勧告が未だ解決していない、あるいは、さらなる行動が必要である場合には、受理されることがある）。

IUCN会議では、勧告案は、本会議に提出される前に利害関係者による「コンタクト・グループ」で議論され、合意がなされたものから本会議に提出される。本勧告案については、会期中の21日、22日に、IUCN事務局のファシリテーターと書記の参加のもとで、それぞれ2時間、提案者のNGO、日本政府（外務省、環境省）、アメリカ政府（国務省）の間で議論された。アメリカ政府とNGOの間では、他国の主権侵害にならない表現に修正することで合意ができた。しかし、日本政府とNGOの間では、文書の修正に関して合意することができなかったため、この勧告案は、RWGが受理した時点の文書のままで（修正がなされていない状態で）本会議に提出され、投票にかけられることになった。

日本政府とNGOの間で合意に到らなかった最大の理由は、勧告の主文において、政府側が「早急に環境アセスメントを完遂し、その結果にもとづいて保護対策を立てる」という主旨の修正を提案したのに対して、NGO側は、政府の文案では、従来行われているような環境アセスメントを繰り返すだけで、着工への道筋をつけてしまうものであり了承できないとして、「ボーリング等の事前調査を環境アセスメントの対象とし、軍民共用空港を造らないゼロ・オプションも含めた国際的な水準の環境アセスメントを実施すべきである」との主張を譲らず合意に達しなかったことによる。その結果、交渉は決裂し、勧告案の修正は行われず、NGOの提案文がもとのままで本会議に提出された。

しかし、24日の本会議では、環境省から（日本政府ではなく）修正意見が出された。修正は、勧告の前文に関するもので、表記の変更と追加記載で、事実の記載であり、主文には手を加えないので、提案NGOはこの修正意見を受け入れた。アメリカ政府からは、コンタクト・グループ時と同じ修正案が提出された。提案団体は、日本政府、アメリカ政府両方の修正案を認めた。その直後に投票が行われ、前述の投票結果にもとづいて、この勧告が承認された。

6. 勧告採択の意義およびコメント

バンコク（2004年）における「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」勧告は、アンマン（2000年）に続いて2回目となる。前回の勧告がほとんど実現されていないので2回目の勧告になったわけであるが、IUCNという世界最大の自然保護機関が、2回にわたって、この勧告を賛成多数で採択した意義はたいへん大きい。意義のひとつは、4年間にほとんど進展がなかったことから、再度の勧告を行うことを認めたことである。も

うひとつは、ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナに代表される沖縄の環境問題は、世界的な関心のある重要な環境問題のひとつだという共通認識が生まれていることである。2度にわたる重要な勧告であり、日本政府とアメリカ政府は、早急に勧告の内容を履行すべきである。

今回の勧告に関するコンタクト・グループなどの会合では、日本の環境アセスメント制度についての質問や問題点の指摘、批判が多く出されている。空港を造らないというゼロ・オプションを含む複数案の検討やボーリングなどの事前調査をアセスメントに含めることは、世界的には当然のことと考えられている。

今回の勧告に従って、日本政府は、短期的には、直ちに辺野古海域におけるボーリング調査を中止し、ボーリング調査とゼロ・オプションの検討を環境アセスメントに含めるべきである。そのため、現在の方法書を根本的に見直す、あるいは追加の方法書を作成すべきである。また、3種の保護区設定と保護計画について具体的に取り組むべきである。さらに、中長期的には、世界銀行の環境アセスメントに関するガイドラインやアメリカ合衆国の国家環境政策法を見据えて、日本の環境アセスメント法や制度を国際的な基準を満たすものにつくりかえていく必要がある。

自然保護、環境保全の分野で、日本が世界的な貢献をしていくためには、まずは、IUCN勧告を実現し、国際社会のなかで義務を果たし信頼できる国との評価を得る必要があるだろう。

この件に関する問い合わせ先

花輪伸一（WWF ジャパン） 電話 03-3769-1713（事務所）

吉田正人（日本自然保護協会） 電話 03-3265-0521（事務所）

道家哲平（IUCN 日本委員会） 電話 03-3265-0521（事務所）

宮城康博（ジュゴン保護キャンペーンセンター） 携帯 090-3793-9526

蛭川義章（ジュゴン保護キャンペーンセンター） 携帯 090-8524-6372

（文責：花輪伸一・吉川秀樹・宮城康博）

泡瀬干潟の埋め立て事業に関するバードライフからの要請文

2003年3月28日

沖縄・北方対策担当大臣宛（同報：環境大臣、国土交通大臣）

<泡瀬干潟の埋め立て事業に関するバードライフからの要請文>

Our Ref: net/par/ja/awase

Minister of State for Okinawa and Northern Territories Affairs

Hiroyuki HOSODA

Dear Minister Hosoda,

As the Director and Chief Executive of BirdLife International, I am writing to express my concern about the conservation of Awase Tidal Flat, Okinawa, where a landfill project is in progress. If the landfill project is implemented as planned, an important wetland for shorebirds will be greatly damaged.

According to a report from the Wild Bird Society of Japan (WBSJ), the Japan Partner of BirdLife International, the Awase Tidal Flat supports the highest number of staging and wintering migratory shorebirds in Okinawa, and is one of the ten-most populated wintering sites for shorebirds in Japan. In particular, Awase has the highest wintering population of Pacific Golden Plover in Japan, and for this reason it meets the criteria as a Wetland of International Importance and therefore possible future designation as a Ramsar Site. The WBSJ report also shows that the area supports not only shorebirds, but also a variety of threatened species as well as threatened sea-grass beds. For these reasons, I understand that the site is listed in the "500 important wetlands of Japan". In addition to Awase's importance for biodiversity conservation, WBSJ also report that the site is of value to the local community and economy.

Despite the mitigation measures that are proposed, specifically the creation of artificial tidal flats and the transplanting of seagrass beds, WBSJ believes that the landfill project will seriously damage the tidal flat

ecosystem.

The Awase Tidal Flat meets the criteria for being an Important Bird Area (IBA). IBAs are identified according to globally recognised and standardised criteria, and comprise a network of sites, which should all be conserved.

At the recent Conference of Parties to the Ramsar Convention on the Conservation of Wetlands, held last November, Resolution 37 was adopted on international co-operation for the conservation of Asia-Pacific migratory waterbirds and their habitats. This resolution was based on a proposal from the Governments of Japan and Australia. Through this and many other initiatives, the Japan Government has demonstrated leadership in the conservation of wetlands in Asia. In our opinion, damage of Awase Tidal Flat goes against the spirit and intention of both the Ramsar Convention in general and Resolution 37 in particular.

On behalf of more than 60 BirdLife International Partners all over the world, with a combined public membership of over 2.5 million people, I would like to respectfully encourage the Japanese Government to take measures to conserve the Awase Tidal Flat, and by doing so to demonstrate once again leadership in the conservation of Asia-Pacific wetlands. Specifically, we respectfully recommend the following:

1. To put on hold and review the "Awase Tidal Flat Landfill Project" which will damage a Wetland of International Importance and Important Bird Area.
2. To establish measures to conserve the Awase Tidal Flat as it is now, without destroying the ecosystem, and promote measures that will ensure sustainable use.
3. To consider designation of Awase Tidal Flat, in the future, as a Ramsar Site and thereby gain international recognition for its biodiversity importance.

Respectfully yours,

Dr Michael Rands
Director & Chief Executive of BirdLife International

Copied to:
Minister of the Environment
Minister in Charge of Global Environment Problems
Shunichi SUZUKI

Minister of Land, Infrastructure and Transport Government of Japan
Chikage OHGI

<泡瀬干潟の埋め立て事業に関するバードライフからの要請文> (和訳：自然保護室)

沖縄・北方対策担当大臣 細田 博之 殿

バードライフ・インターナショナルの事務局長として、私は現在埋め立て事業が進行中の泡瀬干潟の保全について、深く憂慮しています。この埋め立て事業が実施されれば、シギ・チドリ類にとって重要な湿地が大きな痛手を被ることとなるでしょう。

バードライフ・インターナショナルのパートナー団体である日本野鳥の会からの報告によれば、泡瀬干潟は沖縄島最大のシギ・チドリ類の中継地及び越冬地であり、越冬個体数では日本でも十指に入ります。特に、ムナグロの越冬数は日本最大であり、ラムサール条約の登録基準を満たしています。また、多くの絶滅危惧種が生息し、貴重な藻場が存在しています。これらが「日本の重要湿地 500」に選定されている理由と思われます。また、生物多様性保全上の重要性のみでなく、地域社会に根ざした干潟として重要な役割を果たしているとも報告されています。

特に人工干潟造成、藻場の移植など、これまでに検討されている影響緩和措置を行っても、日本野鳥の会ではこの埋め立て事業が干潟の生態系に大きな影響を与えると考えています。

また、泡瀬干潟は IBA(Important Bird Area)の基準を満たしています。IBA は、国際的に認められた基準に従って選定されるサイトとそのネットワークであり、全てが保全される必要のある場所です。

昨年 11 月に行われたラムサール会議において、アジア太平洋地域渡り性水鳥とその生息地保全の国際的な協力についての決議 37 が採択されました。この決議は日本とオーストラリア政府の提案に基づいています。同決議やその他のイニシアチブを通じ、日本政府はこれまでアジアの湿地保全の旗手として活動してきました。我々の考えでは、泡瀬干潟埋め立て事業は、ラムサール条約及び決議 37 の意図と精神に反するものと思われま

私は 60 団体、250 万人を越えるバードライフパートナーの代表として、日本政府に泡瀬干潟の保全を行い、もってアジア太平洋地域の湿地保全に再びリーダーシップを発揮されるよう、特に以下の点について要請いたします。

- 1) 国際的に重要であり、IBA に予定されている湿地にダメージを与える埋立事業を凍結し、事業の見直しを行うこと。
- 2) 泡瀬干潟の生態系を破壊することなく現状のまま保全する方法を確立し、持続可能な利用を推進すること。
- 3) 将来的に泡瀬干潟のラムサール条約登録を推進し、もってその生物多様性の重要性について国際的な認定を得ること。

マイク ランズ博士 バードライフ事務局長

同報： 環境大臣 鈴木 俊一 殿、 国土交通大臣 扇 千景 殿